

水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和7年2月
環境省水・大気環境局

1 改正趣旨

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会（第1回）（令和7年2月開催）において示された方向性に基づき、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第7号の規定により、「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）（以下「PFOS及びPFOA」という。）」を環境省令で定める水質基準に追加することについて食品安全委員会に意見を求めた。今般、食品安全委員会からの回答内容等を踏まえて、2に掲げる省令について所要の改正を行う。

2 改正概要

（1）水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）

水道により供給される水が適合すべき水質基準に、PFOS及びPFOAを追加する。

また、当該基準値については、PFOS及びPFOAの量の和として0.00005mg/L（50ng/L）以下とする。

（2）水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）

ア 第15条第1項第2号

検査に供する水の採取場所は給水栓が原則とされている。ただし、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができることとされており、その項目の中に、PFOS及びPFOAを追加する。

イ 第15条第1項第3号ハ関係

①施行後の水質検査の考え方

水質基準項目の有機化合物に関する検査はおおむね3か月に1回以上と規定されていることから、PFOS及びPFOAの検査の回数も、おおむね3か月に1回以上を基本とする。

ただし、簡易水道事業及び水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業においては、新たに以下のとおりとする。

- ・簡易水道事業においては、おおむね3か月に1回以上の検査回数を基本とするものの、施行以前に行われた検査結果からPFOS及びPFOAが検出されるおそれが少ない場合、検査回数をおおむね6か月に1回以上に軽減できることとする。また、検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）から検出されるおそれが更に少ない場合には、検査回数をおおむね1年に1回以上に軽減できることとする。ただし、検査

の結果、PFOS 及び PFOA が基準値の 5 分の 1 (10 ng/L) を超える場合は、検査回数をおおむね 3 か月に 1 回以上とする。

- ・水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業においては、おおむね 3 か月に 1 回以上の検査回数を基本とするものの、受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の 5 分の 1 (10 ng/L) 以下であり、かつ、自ら検査を行った結果、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合は、自らが実施する検査を省略することができることとする。ただし、省略後も水道事業者は水道用水供給事業の水質検査結果を確認し、その結果、PFOS 及び PFOA が基準値の 5 分の 1 (10 ng/L) を超える場合は、検査を自ら実施し、検査回数はおおむね 3 か月に 1 回以上とする。

また、専用水道においても、同様の考えを用いることができることとする。

※水道用水供給事業者に対する準用規定 (第 52 条)、専用水道の設置者に対する準用規定 (第 54 条) 等を含め、上記のように水質検査が実施されるよう改正を行うものとする。

②検査回数の減について (既存規定の適用)

PFOS 及び PFOA についても、第 15 条第 1 項第 3 号ハのただし書き以下の規定を適用できることとする。

ウ 第 15 条第 2 項第 3 号

PFOS 及び PFOA に関する臨時の水質検査は、必要がないことが明らかであると認められる場合には、省略することができることとする。

エ その他所要の改正を行う。

3 根拠条項

- 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 4 条第 2 項
- 水質基準に関する省令 (平成 15 年厚生労働省令第 101 号)
- 水道法施行規則 (昭和 32 年厚生省令第 45 号)
第 15 条第 1 項第 2 号、同条第 1 項第 3 号ハ、同条第 2 項第 3 号等

4 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 6 月下旬 (予定)
- 施行日：令和 8 年 4 月 1 日